

# はしがき

令和5年度税制改正によって、生前贈与に関する制度が大きく変わりました。

これまで生前贈与は、暦年課税制度による暦年110万円までの基礎控除を使って贈与を行う方が大多数でした。しかし、贈与してから3年経てばその贈与について贈与者の相続財産に持ち戻されることがなくなっていたものが、令和5年度税制改正により、贈与してから7年経過しないとその贈与は生前贈与加算の対象として相続財産に持ち戻され、相続税の対象になってしまこととなりました。

一方、あまり利用されていなかった相続時精算課税制度は、従来の2,500万円の特別控除枠に加えて、令和5年度税制改正により暦年110万円の相続時精算課税の基礎控除が創設されました。この相続時精算課税の基礎控除110万円は暦年課税とは異なり、どのタイミングの贈与であっても相続財産に加算されません。

この2つの改正はいずれも令和6年1月1日以後に行われる贈与から施行されています。

これらの改正によって、これまで計画・実行されてきたタックスプランニングは抜本的な見直しが必要になってきます。

今後はいつ贈与をしても相続財産に持ち戻されない相続時精算課税制度を選択して相続時精算課税の基礎控除の範囲内で贈与を実行しようと判断される方が増えると思われますが、相続時精算課税の基礎控除110万円を超える贈与をした場合には、その超える金額は何年経っていようと必ず相続財産に持戻しがされます。うっかり贈与をしてしまった場合や贈与税申告をしていなかったものも相続財産に持戻しがされますので、相続時精算課税制度を選択する場合

には、受贈者による贈与を受けた記録の管理が重要になります。同様に暦年課税制度についても受贈者は贈与を受けた記録の管理を7年間していかなければなりません。

本書では令和6年からの生前贈与を検討するにあたって、生前贈与をめぐる法務・税務の基礎知識から今般の改正内容、各種税務上の特例等を解説するとともに、生前贈与によるタックスプランニングをどのように見直すべきか、具体例を用いながら検討、解説をしていきます。これらの内容が少しでも読者の皆様のお役に立てれば、たいへん幸いです。

最後に、本書の出版にあたり企画から編集等さまざまなサポートをいただいた株式会社日本法令の田村和美様をはじめとする関係者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和6年2月

税理士法人山田＆パートナーズ  
弁護士法人 Y&P 法律事務所  
執筆者一同

# 第Ⅰ部 生前贈与に関する法務

## 第1章 生前贈与

① 生前贈与	2
Q 1 贈与契約の注意点	2
1 贈与契約とは	2
2 負担付贈与	3
3 未成年者への贈与	4
■贈与契約書の例（金銭の贈与）	6
Q 2 贈与財産ごとの注意点	8
1 不動産の贈与	8
2 非上場株式	9
Q 3 贈与契約の種類	11
1 条件付贈与	11
2 停止条件付贈与	12
3 解除条件付贈与	12
4 負担付贈与	13
Q 4 受贈者に秘密に行う贈与	14

## 第2章 生前贈与と相続

① 生前贈与と相続 .....	18
1 生前贈与と遺産分割 .....	18
2 遺産分割 .....	18
3 特別受益 .....	19
4 生前贈与と遺留分 .....	20
5 遺留分の算定と生前贈与 .....	20
6 遺留分侵害額の算定と生前贈与 .....	22
Q 5 持戻し免除と相続分の計算例 .....	23
1 持戻し免除の意思表示 .....	24
2 具体的な遺産分割協議 .....	25

# 第Ⅱ部 生前贈与に関する税務

## 第1章

### 贈与に関する令和5年度税制改正の内容

① 生前贈与の加算期間延長（暦年課税制度）	30
Q 6 生前贈与の加算期間延長（暦年課税制度）	30
1 制度の概要	31
2 改正の経緯	31
3 改正の内容	32
② 相続時精算課税制度の改正	36
Q 7 相続時精算課税制度の改正	36
1 制度の内容	37
2 改正の経緯	39
3 相続時精算課税制度における基礎控除（年110万円） の創設	40
4 相続時精算課税制度に係る土地又は建物の価額の特例	41
5 適用時期	43
③ 教育資金一括贈与の改正	44
Q 8 教育資金一括贈与の改正	44

1	制度の概要	45
2	改正の経緯	45
3	令和5年度改正の内容	48
<b>④</b>	<b>結婚・子育て資金一括贈与の改正</b>	<b>52</b>
<b>Q 9</b>	<b>結婚・子育て資金一括贈与の改正</b>	<b>52</b>
1	制度の概要	52
2	改正の経緯	53
3	令和5年度改正の内容	55

## 第2章 贈与税の納税義務者

<b>①</b>	<b>納税義務者</b>	<b>58</b>
<b>Q 10</b>	<b>納税義務者</b>	<b>58</b>
1	原 則	58
2	法人への贈与	59
<b>②</b>	<b>受贈者が外国に居住している場合</b>	<b>61</b>
<b>Q 11</b>	<b>受贈者が外国に居住している場合</b>	<b>61</b>
1	納税義務者	61
2	課税される財産の範囲	62
3	用語の意義	63
4	国外転出時課税	64
5	納税管理人届出書	64

## 第3章 みなし贈与財産

① 満期保険金等を受け取った場合	68
Q 12 満期保険金等を受け取った場合	68
1 満期保険金等を受け取った場合	69
2 保険契約者の名義変更をした場合	71
② 低い価額で財産を譲り受けた場合	72
Q 13 低い価額で財産を譲り受けた場合	72
③ 債務免除等を受けた場合	74
Q 14 債務免除等を受けた場合	74
1 原則的な取扱い	75
2 債務を弁済することが困難な場合	75
④ その他の利益の享受	77
Q 15 夫婦で住宅を購入する場合	77
1 夫が全額購入資金を負担した場合	78
2 夫婦で購入資金を負担した場合	79
3 子名義の建物に親が増改築した場合	80

## 第4章 贈与税の非課税財産

① 贈与税の非課税制度	84
-------------	----

Q 16 贈与税の非課税制度 .....	84
1 贈与税の非課税財産 .....	84
2 贈与税の非課税措置の特例 .....	88
 ② 扶養義務者からの贈与 .....	90
Q 17 扶養義務者からの贈与 .....	90
1 扶養義務者相互間の贈与の取扱い .....	90
2 非課税財産は、必要な都度直接充てるためのものに限る .....	92

## 第5章 历年課税制度

Q 18 贈与税の申告方法 .....	96
1 申告方法 .....	96
2 贈与者・受贈者が亡くなった場合の手続き .....	97
3 納 稅 .....	99
4 历年課税制度と相続時精算課税制度の比較表（令和6年 1月1日以後） .....	100
 ■ 历年課税制度 .....	101
Q 19 历年課税制度の申告方法 .....	101
1 概 要 .....	101
2 税率と計算方法 .....	102
Q 20 生前贈与加算 .....	105
1 生前贈与加算の対象者 .....	105
2 生前贈与加算の対象期間 .....	106

3	生前贈与加算額	107
4	贈与税額控除	108
5	計算例	108

## 第6章 相続時精算課税制度

<b>Q 21</b>	<b>相続時精算課税制度の適用要件・手続き</b>	112
1	制度の概要	112
2	適用対象者	113
3	適用対象財産等	114
4	相続時精算課税選択届出書の提出	115
5	選択届出書の撤回不可	116
<b>Q 22</b>	<b>相続時精算課税制度に係る贈与税の計算</b>	117
1	贈与税の課税価格	117
2	特別控除	118
3	贈与税額の計算	119
<b>Q 23</b>	<b>相続時精算課税制度に係る相続税の計算</b>	123
1	相続税の申告義務	123
2	相続財産への加算	124
3	贈与税額控除	125
4	納税義務の承継	126
5	開示請求	126

# 第7章 贈与の特例制度

<b>① 贈与税の配偶者控除</b>	130
<b>Q 24 贈与税の配偶者控除</b>	130
1 適用要件	131
2 居住用不動産の範囲	131
3 贈与税の配偶者控除と生前贈与加算との関係	133
4 登録免許税・不動産取得税との関係	133
5 贈与税の配偶者控除と居住用財産の3,000万円特別控除の特例との関係	134
<b>② 住宅取得等資金の特例</b>	135
<b>Q 25 住宅取得等資金の特例</b>	135
1 制度の内容	136
2 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例	139
3 历年課税制度・相続時精算課税制度のいずれの制度でも適用可能	139
4 所得税の住宅ローン控除との適用関係	140
5 複数の贈与者から贈与を受ける場合の非課税限度額	140
6 贈与者が死亡した場合の相続時の加算	140
<b>③ 教育資金の一括贈与の特例</b>	142
<b>Q 26 概要と実行手続</b>	142
1 30歳未満の者が教育資金のために受けた一括贈与の贈与税は非課税	142

2 学校等に支払われるものの合計額 1,500 万円までが 非課税（学校以外の者に支払われるものも 500 万円 まで非課税）	147
<b>Q 27 相続税・贈与税の課税</b>	150
1 贈与者死亡時に管理残額がある場合は、贈与年によって、 相続税課税対象の取扱いが異なる	150
2 教育資金管理契約が終了した場合は、管理残額が贈与税 の課税対象	153
<b>④ 結婚・子育て資金の一括贈与の特例</b>	155
<b>Q 28 概要と実行手続</b>	155
1 18 歳以上 50 歳未満の者が受けた直系尊属からの結婚・ 子育て資金の一括贈与の贈与税は非課税	156
2 結婚又は妊娠・出産・育児関係の合計額 1,000 万円ま でが非課税（結婚関係の費用はそのうち 300 万円まで 非課税）	158
<b>Q 29 相続税・贈与税の課税</b>	159
1 贈与者死亡時に管理残額がある場合は、その残額が相続 税の課税対象になる	159
2 結婚・子育て資金管理契約が終了した場合、管理残額が 贈与税の課税対象	160

## 第8章 負担付贈与

<b>Q 30 負担付贈与</b>	164
1 負担付贈与とは	164

2 負担付贈与の課税価格の計算方法 .....	165
3 負担付贈与に関するその他の税務上の取扱い .....	166
4 賃貸用アパートの贈与があった場合 .....	166

## 第9章 国外転出（贈与）時課税

<b>Q 31 非居住者に有価証券等を贈与したときの国外 転出（贈与）時課税制度 .....</b>	<b>170</b>
1 国外転出（贈与）時課税制度について .....	171
2 帰国等した場合 .....	172
<b>Q 32 国外転出（贈与）時課税制度における納税猶予 .....</b>	<b>174</b>
1 概要 .....	174
2 適用要件 .....	175
3 納税猶予期間の延長 .....	176
4 繼続適用届出書 .....	176
5 納税の免除 .....	176
6 猶予されていた税額を納付しなければならない場合 ..	177

---

# 第Ⅲ部 具体的な対策案

---

<b>Q 33 贈与に適した財産の検討</b>	180
1 贈与に適した財産の検討	181
2 財産の種類ごとの特徴	182
<b>Q 34 あえて贈与税を支払う方が有利な場合</b>	190
1 あえて贈与税を支払う方が有利な場合	191
2 考え方	191
3 最適な贈与額	192
4 相続税の限界税率	195
5 複数年贈与を行う場合の限界税率と贈与可能期間	199
6 毎年贈与を行う場合の注意点	206
7 贈与手法の検討	207
<b>Q 35 历年課税制度と相続時精算課税制度の有利判断</b>	208
1 历年課税制度と相続時精算課税制度の比較	209
2 受贈者が贈与者の生前贈与加算の対象外の場合	210
3 受贈者が贈与者の生前贈与加算の対象である場合	213
<b>Q 36 贈与税の配偶者控除の注意点</b>	217
1 贈与税の配偶者控除の特例の効果	218
2 自宅の贈与を行うことによるコスト	223
<b>Q 37 自宅リフォームの注意点</b>	225
1 自宅リフォーム時の贈与税課税	225
2 自宅リフォーム時の対策方法	226

<b>Q 38 生前贈与の検討（65歳、財産3億円の場合）</b>	.....	233
1 生前贈与額・方法の検討 .....	.....	233
2 具体例 .....	.....	235
3 贈与税の特例の活用の検討 .....	.....	241
4 毎年贈与を行う場合の注意点 .....	.....	243
<b>Q 39 生前贈与の検討（80歳、財産3億円の場合）</b>	.....	244
1 生前贈与額・方法の検討 .....	.....	244
2 具体例 .....	.....	246
3 贈与税の特例の活用の検討 .....	.....	253
4 每年贈与を行う場合の注意点 .....	.....	255
<b>Q 40 生前贈与の検討（推定相続人以外の甥に全財産を遺贈する場合）</b>	.....	256
1 生前贈与額・方法の検討 .....	.....	256
2 具体例 .....	.....	257
3 贈与税の特例の不適用 .....	.....	268
4 每年贈与を行う場合の注意点 .....	.....	269

## 凡　例

本書においては、法令等につき以下のように省略しています。

相続税法	.....	相法
相続税法施行令	.....	相令
相続税法施行規則	.....	相規
相続税法基本通達	.....	相基通
租税特別措置法	.....	措法
租税特別措置法施行令	.....	措令
租税特別措置法施行規則	.....	措規
租税特別措置法通達	.....	措通
所得税法	.....	所法
所得税法施行令	.....	所令
財産評価基本通達	.....	評基通

(例) 相続税法第21条の3第1項第2号 ➡ 相法21の3①二

## **第Ⅰ部**

### **生前贈与に関する法務**

## **第1章**

### **生前贈与**

# 1 生前贈与

Q 1

## 贈与契約の注意点

贈与契約の一般的な注意点を教えてください。



### POINT

- 書面によらない贈与は撤回が自由にできることから、法律関係が不安定になります。
- 受贈者が未成年の場合、贈与契約書に親権者の署名押印を行うことになります。

Answer & 解説

## 1 贈与契約とは

贈与契約は、民法上、贈与者（財産を贈与する人）と受贈者（財産を受け取る人）とのあいだの口頭の合意のみでも有効に成立します（民法 549）。

すなわち、贈与契約は、贈与者の「この財産を贈与します」という意思表示と、受贈者の「この財産の贈与を受け取ります」という

意思表示の合致（合意）だけで成立する契約なのです。

しかし、口頭の合意のみでは、本当に贈与の合意があったのか、成立した贈与契約の内容がどのようなものなのかを後日確認する方法がなく、これらを巡って贈与者と受贈者との間で紛争が生じるおそれがあります。

そこで、民法は、口頭の合意である「書面によらない贈与」は、各当事者がいつでも解除することができると規定しています（民法550本文）。

各当事者がいつでも契約を解除できる状態というのは、当事者からしてみると非常に不安定な状況におかれることになります。このような不安定な状況を回避するため、実務上、贈与契約は書面で行われる、すなわち贈与契約書を作成することがほとんどです。なお、贈与を実行した後は解除することはできません（民法550ただし書）。

贈与契約書には、一般的には6頁に掲載したような内容が含まれることが多いです。

しかし、この贈与契約書は、贈与する財産が不動産なのか株式なのか、贈与に条件や期限を設定したいのかなどの具体的な事例に即し、その内容は一定ではありません。

## 2 負担付贈与

例えば所有しているマンションを生前贈与したいが、そのマンションの建築費用に係る借入れの返済をマンションの賃料収入から支払っている場合、マンションを贈与する贈与者にとってはマンションの贈与とあわせて受贈者にこの借入れの返済も引き継いでもらいたいと思うでしょう。

このように、受贈者が資産の贈与を受けるとともに何らかの債務も負担する条件がついた贈与を「負担付贈与」といいます。

負担付贈与は、「贈与財産の価額から負担額を控除した額」に対して贈与税がかかる可能性があります。

そのため、想定している贈与契約が法的に負担付贈与とならないかどうかは慎重に検討すべき事項でしょう。負担付贈与の詳細はQ30を参照してください。

### 3 未成年者への贈与

生前贈与を行う際、受贈者を孫にしたいと希望される方も少なくありません。しかし、その孫が未成年者である場合には特別の配慮が必要になります。

未成年者は、原則、未成年者単独で法律行為を行うことができず、親権者の同意が必要となります（民法5本文）。また、未成年者が、親権者の同意を得ずにした法律行為は、原則として親権者により取り消すことが可能です（民法5②）。そして、親権者によって取り消された法律行為は、はじめから無効であるとみなされます（民法121本文）。

これは、未成年者の判断能力が未熟であることから、未成年者を保護するという趣旨の規定です。

贈与契約を締結する場合も、受贈者の「この財産を受け取ります」という意思表示が法律行為であるため、贈与契約の内容によっては、未成年者が単独で行うことができず、有効に成立させるためには親権者の同意が必要となります。

そのため、受贈者を未成年の孫とした贈与契約は、その贈与契約が書面によってなされたものであったとしても、親権者の同意を得ていなければ、後日親権者によって取り消されてしまい、最初から無効なものとして扱われてしまいます。

そのため、実務的には、受贈者を未成年者として行う贈与契約は、親権者が契約書の受贈者として「未成年者法定代理人」として

署名押印を行う方法や、未成年者と親権者が連名で契約書に署名押印するなどの手当てを行います。

例外として、未成年者が単に権利を得、義務を免れるだけの内容であれば、未成年者単独でも法律行為をすることができます（民法5①）。上述した負担付贈与は、受贈者に一定の債務を負担させることが条件であるため、未成年者が単独で行うことができません。また、通常の贈与契約であっても、「単に権利を得、義務を免れる」内容かどうかは慎重に検討する必要があります。

## ■ 贈与契約書の例（金銭の贈与）

### 贈与契約書

山田太郎（以下「甲」という。）と山田一郎（以下「乙」という。）とは、次のとおり贈与契約を締結した。

#### （贈与契約の成立）

第1条 甲は、乙に対し、金1000万円を贈与するものとし、乙はこれを受諾した。

#### （贈与方法）

第2条 甲は、乙に対し、第1条の贈与金を、本契約締結から2週間以内に、下記の口座に振り込む方法にて譲り渡す。ただし、振込手数料は、甲の負担とする。

#### 記

金融機関 ●●●●●  
支店名 ●●●●●  
種別 ●●●●●  
口座番号 ●●●●●  
口座名義 ●●●●●

以上

以上、本贈与契約の成立を証するため、本贈与契約書を2通作成し、甲及び乙が各自記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和●年●月●日

甲 住所：

氏名：

乙 住所：

氏名：

Q 2

## 贈与財産ごとの注意点

贈与契約の対象となる財産ごとに注意点がありますか？



### POINT

- 不動産の場合、賃貸中の不動産を贈与の対象とする場合、敷金などを適切に処理する必要があります。
- 非上場株式の場合、当該会社の定款などで定められたルールに従って、会社から贈与の承認を得る必要があります。

### Answer & 解説

生前贈与として贈与契約を締結する場合、その多くは受贈者に贈与者の資産を譲り渡す形を想定していることでしょう。「資産」とひとことでいっても、現金、預金、自宅や土地などの不動産、会社を経営している方はその会社の株式など、その内容は多種多様です。ここでは、特に注意すべき点の多い、不動産と株式について以下で説明します。

### 1 不動産の贈与

自宅や収益物件などの不動産を所有している場合、これらの不動産を生前贈与することが考えられます。

このうち、贈与者が収益物件を贈与する場合は次の点に注意が必要です。贈与者は、収益物件の所有者であるとともに、賃借人との

関係では賃貸人の地位を有しており、不動産の贈与という側面と、賃貸物件の贈与という側面を合わせ持っております、各場面における法的な処理が必要になってくるからです。

まず、賃貸物件の贈与をするにあたって、賃料の取り決めが必要です。贈与者、受贈者との間で、いつまでの賃料を贈与者が受け取り、いつからの賃料を受贈者が受け取るかについて贈与契約書で明記しておくことが必要になるでしょう。

次に、敷金の関係も問題となります。賃貸借契約を締結する際、借主は貸主に敷金を預けることがあります。この敷金は賃貸借契約の終了時に諸費用を差し引いて残額があれば借主に返還しなければなりません（民法622の2）。すなわち、貸主は借主に対して敷金を返還する債務を負っているということになります。贈与者と受贈者が、この敷金返還債務を受贈者に引き継がせる内容の贈与契約を締結する場合、その贈与契約は、受贈者に敷金返還債務という負担をすることを条件に財産を贈与する「負担付贈与」となります。

## 2 非上場株式

会社を経営している方は、その会社の株式を生前贈与することも考えられます。特に後継者に事業を引き継ぐため、生前贈与として非上場株式を渡すケースなども多くみられます。

大半の非上場株式は、当該会社の定款において譲渡制限が設けられています。これは、会社のあざかり知らないところで、株主が株式を見ず知らずの人に譲り渡すのを防ぐためです。そのため、非上場株式を生前贈与する場合には、これまでにみてきた贈与契約における注意事項のほか、当該会社の定款や会社法上の手続きに従った贈与を行う必要があります。

株式の生前贈与の具体的な手続きの流れは次のとおりです。

まず、書面によって贈与契約を締結します。

次に、会社に対して贈与者又は贈与者と受贈者が共同で株式の譲渡承認請求を行います（会社法136、137）。この譲渡承認請求では、会社法で定められた事項を明記する必要があります（会社法138）。

譲渡承認請求が行われると、会社は、この株式の譲渡につき承認するかどうか決定することになります。取締役会設置会社であれば取締役会が、取締役会非設置会社であれば株主総会が、会社の定款で別段の定めがあれば定款に規定のある機関が株式の譲渡承認決議を行うことになります（会社法139）。

譲渡承認決議を得た後は、会社に対して株主名簿の名義書換請求を行い、株主名簿に受贈者が記載されることで、会社に対しても株式の贈与を認めさせることができます（会社法130）。

## ●執筆者紹介●

### 税理士法人山田＆パートナーズ

伊藤 健介（税理士）

梅沢 謙一（税理士）

格谷 明秀（税理士）

笠井 祐司（税理士）

兼高 麗太（税理士）

河村 美佳（税理士）

川村 理重子（税理士）

後藤 美輪（税理士）

酒徳 篤史（税理士）

高橋 聰（税理士）

華野 良和（税理士）

三浦 眵（税理士）

山川 直人（税理士）

水谷 友香

### 弁護士法人Y & P法律事務所

石田 裕夏（弁護士）

田中 康敦（弁護士）

## ●法 人 紹 介●

### 税理士法人山田＆パートナーズ 東京本部

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1

丸の内トラストタワーN館8階（受付9階）

TEL：03-6212-1660

URL：<https://www.yamada-partners.jp/>

### 弁護士法人Y & P法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-8-1

丸の内トラストタワーN館9階（受付9階）

TEL：03-6212-1663

URL：<https://www.yp-law.or.jp/>

### ■国内拠点

札幌事務所、盛岡事務所、仙台事務所、北関東事務所、横浜事務所、長野事務所、新潟事務所、金沢事務所、静岡事務所、名古屋事務所、京都事務所、大阪事務所、神戸事務所、広島事務所、高松事務所、松山事務所、福岡事務所、南九州事務所、鹿児島事務所

### ■海外拠点

シンガポール、中国（上海）、ベトナム（ハノイ）、アメリカ（ロサンゼルス）